

対馬市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年7月

対馬市教育委員会

目 次

- 1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・ 2～4
- 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・ 4

Ⅰ. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき策定するものである。また、対馬市教育努力目標に掲げる「確かな学力・豊かな心を育てる学校教育の推進」の実現に向け、教育職員がその能力を十分に発揮し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができる環境を整備することを目的とする。

そのため、教育職員の業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保を図り、教育職員が教育活動に専念し、自らの職務に熱意と誇りをもって取り組み、「働きやすさ」と「働きがい」を実感できる職場環境の実現を目指す。

(2) 本市の現状

本市では、平成 30 年度に全中学生と教育職員にタブレット端末を配付し、令和 2 年度には全小学生に配付するなど、LTE 方式の長所を生かした教育環境の整備を進めてきた。これにより、授業における ICT 活用が進展し、授業改善が図られるとともに、教育職員が授業づくりに専念できる時間の確保につながっている。さらに、統合型校務支援システムを導入し、校務のスリム化を推進するほか、在校時間の適切な管理及び縮減を図るなど、教育職員の働き方改革の実現に向けた取組を進めてきた。

こうした取組の結果、本市における教職員※の時間外在校等時間について、令和 7 年度は以下のとおりであった。

※「教職員」とは、教育職員及び事務職員をいう。

【令和 7 年度の時間外在校等時間の状況】

	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	3.9%	0%
中学校	18.6%	0.4%

時間外在校等時間が 45 時間を超える要因は、小中学校共通して学校運営に関する業務（校務分掌や会議・会合）であり、中学校では部活動が大きな要因となっている。さらに、80 時間を超える割合も依然として 0% には至っていない。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・令和11年度までに、1か月45時間超、1年間360時間超0%を目指す。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和7年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上とする。【14.9日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下とする。
【8.3%】
- ・ストレスチェックにおける「働きがい」の項目の数値について、組合平均以上とする。【県平均：3.2 小学校：3.3 中学校：3.3】

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆登下校の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・登下校の通学路における日常的な見守り活動については、学校支援会議、学校運営協議会等を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・放課後から夜間の学校における自主的な見回りについては、警察によるパトロールに委ね、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計への回答（「３分類」⑥関係）

- ・デジタル技術を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◆校舎の開錠・施錠（「３分類」⑩関係）

- ・校舎の開錠・施錠については、管理職の役割（特に教頭の役割）とすることなく、学校全体で役割分担の見直し等を促進する。

◆部活動（「３分類」③関係）

- ・令和８年度中に、各部活動の実情に応じた休日の部活動の地域展開を推進する。平日の部活動については、休日の地域移行の進捗状況等を検証しながら推進する。

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「３分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を配置する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「３分類」⑱関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・特別な配慮を要する児童・生徒への支援を担う対馬市日額会計年度任用職員（介助員）を、必要に応じて各学校に配置する。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総時数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で１０８６単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化を推進するとともに、デジタル技術の活用により、校務を効率化する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 か月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施できるよう体制を整える。
- ・ ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題について相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して働きかけを行う。
- ・ 学校における定時退校日を週 1 回以上設定するよう推進し、長期休業等期間中に 6 日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 定例教育委員会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告する。
- ・ 市HPで公表するとともに、PTA・学校運営協議会等を通じて保護者や地域に理解促進と周知を図る。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 令和 10 年度までに市内全小中学校にコミュニティ・スクールを導入し、保護者や地域住民の参画による学校運営体制を整備するとともに、その機能を生かした学校における働き方改革を推進する。